

第八十回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和五十二年三月二十五日(金曜日)

午後二時三十三分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

坂元 親男君

初村 滝一郎君

三月二十五日

辞任

藤川 一秋君

嶋崎 均君

細川 護熙君

塚田 十一郎君

補欠選任

藤川 一秋君

嶋崎 均君

補欠選任

坂元 親男君

初村 滝一郎君

宮田 輝君

後藤 正夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

橋 直治君

青井 政美君

鈴木 省吾君

粕谷 照美君

鶴岡 哲夫君

委員

大島 友治君

後藤 正夫君

菅野 儀作君

初村 滝一郎君

宮田 輝君

工藤 良平君

前川 且君

相沢 武彦君

塚田 大願君

向井 長年君

喜屋武眞榮君

國務大臣

農林大臣

鈴木 善幸君

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

水産庁次長

事務局側

常任委員会専門員

水産庁漁港部長

海上保安庁警備

救難部長

片山 正英君

澤邊 守君

佐々木輝夫君

竹中 譲君

坂井 滋郎君

久世 勝巳君

説明員

本日

の会議に付した案件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(橋直治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○委員(鈴木善幸君) 漁港法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

漁港は、漁業生産の基盤であり、かつ、水産物流通の拠点であることから、水産物の振興を図るためには、漁港の整備を推進することが不可欠の要件であり、政府といたしましては、これまで国会の承認を受けた漁港整備計画に基づきその整備を推進してきたところであります。

しかしながら、最近における新しい海洋秩序の動向のもとにおける国際的規制の強化等が国水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化に伴い、現行の漁港整備計画を現行に即して変更することとし、今次国会において別途その承認を求めているところであり、この変更後の整備計画におきましては、緊急に整備を要する重要な漁港につきまして重点的に整備を図ることとしていたしておりますが、その利用範囲が全国的であり、また、利用漁船数においても水揚げ量においても規模が大きく、特定第三種漁港に次いで重要な役割を果たしている第三種漁港につきましては、今後、事業規模も大きく、事業主体である地方公共団体の負担も増大してまいりますので、その整備を円滑に推進するための措置を講ずることとし、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容は、第三種漁港の国の費用負担割合についての改正であります。すなわち、特定第三種漁港以外の第三種漁港の漁港修築事業に要する費用についての国の負担割合のうち、外郭施設及び水域施設に係るものを現行の百分の五十から百分の六十に引き上げ、地元負担の軽減を図ることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速かに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(橋直治君) なお、本案に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

○委員長(橋直治君) 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から本件の趣旨説明を聴取いたします。鈴木農林大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、その提案理由及び主要内容について御説明申し上げます。

わが国の水産業は、国民の食生活に必要な動物性たん白食料の過半を水産物に依存しているわが国において重要な役割を果たしており、水産物の安定的供給を確保するためには、その積極的な振興を図ることが必要であります。このため、漁業の動向に即応して、漁業生産の基盤であり、かつ、水産物流通の拠点である漁港について、全国にわたる計画的に整備拡充することが水産政策上重要な課題となっております。この趣旨から、政府としましては、漁港法に基づき、漁港整備計画を定め、国会の承認を受けて漁港施設の整備を図ってまいりましたのであります。

現行の漁港整備計画は、昭和四十八年第七十一回国会において承認を受けたものでありまして、当時の水産情勢を基礎とし、これに将来の水産業の動向を勘案して定められたものであります。最近における新しい海洋秩序をめぐる動向のもとにおける国際的規制の強化等が国水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化に伴い、このたびこの計画を現行に即して全面的に変更することとし、国会の承認を求めるとした次第であります。

次に、本件の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画は、水産業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化等の観点に立ち、沿岸漁業及び増養殖漁業の振興上重要な漁港、沖合い漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について、それぞれその整備を図ることとしております。

整備漁港の選定に当たりましては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、経済効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択することとし、昭和五十二年以降六年度に、四百五十港の漁港について漁港修築事業を実施し、それぞれの漁港に適応した外郭施設、保留施設、水域施設、輸送施設及び漁港施設用地等を整備することとしております。

なお、以上申し上げました漁港整備計画につきましては、漁港法に基づき、漁港審議会の意見を徴し、妥当であるとの趣旨の答申を得ております。

以上が、本件を提案する理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(橋直治君) 次に、補足説明を聴取いたします。佐々木水産庁次長。

○政府委員(佐々木輝夫君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、現行の漁港整備計画の実施状況から申し上げますと、その総事業費四千八百億円のうち実施済みの事業費は約二千三百七十一億円で、その進捗率は約四九%となっております。

次に、今回承認をお願いいたしております変更後の漁港整備計画に基づいて整備をしようとしております四百五十港の種類別内訳を申し上げますと、第一種漁港が百七港、第二種漁港が百八十三港、第三種漁港が八十二港、特定第三種漁港が十一港、第四種漁港が六十七港となっております。これらの漁港を昭和五十二年以降六年度に総事業費八千八百億円をもって整備することとしていたしている次第であります。

また、現行の漁港整備計画に定められております整備漁港と今回の変更後の漁港整備計画に定められております整備漁港との関連を申し上げますと、現行の漁港整備計画から引き続き変更後の漁

港整備計画に取り入れようとするものは、三百六十七港でありまして、新規に採択しようとするものは、八十三港となっております。

なお、現行の漁港整備計画の整備漁港のうち変更後の漁港整備計画の整備漁港とされていないものが五十三港ありますが、このうち現在すでに整備が完了している四港を除いた四十九港につきましては、別途漁港改修事業により整備することとしております。

さらに、変更後の漁港整備計画に採択されなかったその他の漁港についても、必要に応じ、漁港改修事業または漁港局部改良事業により整備することとしております。

漁港修築事業にこれらの漁港改修事業、漁港局部改良事業等の実施に要する事業費を含めた事業費は、総額で一兆四千五百億円となっております。

以上をもちまして、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(橋直治君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○鶴岡哲夫君 いま提案のありました漁港整備計画の変更について承認を求めるの件について、まず基本方針、計画方針といいますが、計画の考え方といいますが、この問題について若干伺いたいわけです。

この第六次の計画というのは、ことしの二月八日の漁港審議会で答申があったわけですね。そして、二月の十八日に閣議決定、翌日の二月の十九日に承認案件として国会に提出されているわけですが、昨年の十月の二十日に長崎で全国の漁協大会、二十八回の漁協大会が開かれておりますが、その第一の決議事項として、漁港の第六次案の促進が載っているわけですね。これを見まして私伺いたいんですが、この第六次の漁港整備計画をつくらうと、つまり第五次を根本的に改定しようというふうに決定をされたのはいつごろなのか。この五十二年の予算編成を農林省でやる場

合にそういう決意をなさったのかということをお尋ねしたいわけなんです。といいますのは、私は、いまこの第六次の改定をする必要はないのではないかという感じが強くしておるわけなんです。

そこで、その前の質問といたしまして、いつごろいうような踏み切り方をなさったのか、それをまずお尋ねしたいわけです。事務的な問題ですけれども。

○政府委員(佐々木輝夫君) 現行の漁港整備計画は四十八年に御承認いただいたわけでございますけれども、その後御案内のとおり、大変急激にこの水産を取り巻く情勢が変わってまいりましたので、本格的には大体昨年初めごろから検討を開始したわけでございます。しかし、一応末端の方の現地のいろいろな要望といたしましては、二年ぐらいい前から現在の整備計画にのってない港についても、将来を見越して沿岸漁業の基地あるいは沿岸漁場の整備等と関連をいたしまして、やはり本格的なその整備をやってほしいと、こういうふうな要望は二、三年前から出てまいっております。水産庁として本格的な検討を開始したのは昨年の初めからでございます。

○委員長(橋直治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま細川護国君及び塚田十一郎君が委員を辞任され、その補欠として宮田輝君及び後藤正夫君が選任されました。

○鶴岡哲夫君 そこで、昨年の初めから検討なさったということですが、昨年の十月二十日、長崎で行われました二十八回の全国漁協大会の第一の決議事項を見ますと、目下農林省は総事業費一兆四千億円と、それで期間は五カ年計画ということで第六次計画案を策定中である、そこでひとつこれを積極的に推進をしようという意味の決議が行われているわけです。

ですね、一兆四千億円、そして五カ年計画。それが一兆四千五百億円という、五百億円プラスになっておりますけれども、これが六年間になった理由ですね、なぜ六年間になったのか。従来も五年、五年で来ておるわけですから、六年になったわけですね。そのところを、これも事務的な話ですけども伺いたい。

○政府委員(佐々木輝夫君) 確かに御指摘のとおり、当初は五カ年間で大体一兆四千億程度の規模のものを原案としては考えたわけでございます。しかし、その後いろいろ財政当局その他とも折衝いたしまして、それから同時にこれも公共投資の一環でございますので、国全体のいろいろな公共事業に対する将来の投資の見通し、いわゆる五十年の前期の社会経済計画、こういったものの調整等もいろいろ各省との間で話し合いを進めまして、全体の事業規模としてはわれわれが想定したものを一応前提といたしまして、期間につきましては、こういった全体の計画の中のバランスというふうなこともございまして、いまのような六カ年計画では当初考えたとおりのものを実施する、こういうことになったわけでございます。

なお、ただ、その論議の過程の中で、一方で沿岸漁場の整備事業が五十一年度から七カ年計画で事業が始まっておりますので、それとの大体計画期間を合わせる。漁港整備計画が六次で一年おくれで出発するわけでございますが、そういったことも一つの要素にはなっておりますが、主として前段で申し上げた全体の社会投資計画との調整というふうな観点から六年になったというのが経過でございます。

○鶴岡哲夫君 そういうことを前提にいたしまして今度の変更についての計画の方針をお尋ねしたいんですが、昨年のちようどいまごろよりもっと早かったと思いますが、二百海里の問題についてこの委員会が私大分質問したわけです。それに対して水産庁の答弁としては、わが国は二百海里を認めていない、したがってそれを認めたような前提に立っての農林水産行政というものを考えるわ

けにいかないというような答弁があったわけなんです。私はそれはそうだと、そのとおりだろうと、二百海里というのを日本政府はとっているわけじゃないから、ですからそうだろうと、しかし周囲の情勢というのはそうじゃないやないかと、だからそれに即応した水産行政というのをやはり考えて準備をしないといけないんじゃないかという事で大分論議したわけですね。そして具体的な提案もいたしました、私の側から。さて、そこで、そういうような情勢の中でこの六次計画というものが検討され始めたわけですね。去年の初めごろから検討され始めたわけになり

ますと、私が心配しておりますのは、いまや新聞等が昨年の年末あたりからことしにかけまして大変なキャンペーンですわな。で、国民の大変なまの関心を集めております、二百海里問題というのは、それに対する対応というのは、私は水産庁は一年おくれたらと思うのですよ。完全に一年おくれたらと思うのですが、しかしいずれにしても大変なキャンペーンが行われている。そういう中で、私はこの二、三年の間に、こ

ともしもそうですが、あるいは来年、再来年の間に沖合い漁業、沿岸漁業というものを何としても根本的に見直さなければならぬ、そういう時期に入ってくると思うんです。さらにこの遠洋漁業の問題につきましても、これは基本的に考えなきゃならない時期に来ると思う。そういう水産行政にとつては大変な激動の時代に入っていると思うんです。

縮小したということになっておりますけれども、いまの私は情勢で言うならば、去年のいまごろを基礎にして漁港整備計画を改定するというのは、これはどうも見通しがどうなんだろうかとこの感じがしてならないわけですね。ですから、私は少なくとも第六次のこの改定案というのは不安定な改定案だ、一体来年になって、再来年になってこれで行けるんだらうか、また改定しなければならぬならなくなるのじゃないか。来年になったら、再来年になったらそういうときにはまた再び改定されますという私は懸念を持つわけなんです。

ですから、私の基本的な考え方は、この第五次というものを来年で終わらして、そのために全力を挙げてもらって、そして来年になれば少なくともこれは今後の五年なり六年なりというはつきりとした見通しの立てられる情勢というものができると、そこで思い切った第六次漁港整備計画というものを策定されるというのがよかったのじゃないだろうかという懸念をするわけなんです。

○政府委員(佐々木輝夫君) 昨年のいまごろの時点で、いわゆる二百海里というのは国際的にも進行しておりますけれども、日本の立場として、やはりそれを海洋法会議で盛んにニューヨークの春会期あるいは続きます夏会期等で論議をしております段階で、それ自体を真正面から認めるという立場になかったのは事実でございます。

ただ、すでにアメリカの方での法案は議会の方を通過しまして、大統領の署名を待つばかりになっております。これに追従してカナダ、メキシコ等が二百海里を設定するというような動きが急速に広がってまいりまして、日本自身が二百海里そのものをいっとういう形で認めるかはいろいろ流動的でございますけれども、いわゆる二百海里時代というのは遠からずやっぱり国際的な慣習法になりつつあるという認識は、別途にまた持つておいたわけでございます。すでにその時点から、昭和五十一年度からやはり沿岸漁場整備計画

にも相当力を入れて着手いたしましたことからもおわりのように、将来の方向として日本の周辺の海域を高度に開発し利用するということが、遠洋漁業の実績の確保ということと並行して当然手をつけ始めなきゃいけないという認識で考えておったわけでございます。

漁港整備計画につきましても、これまでのある程度大きな港に重点を置いた整備計画の立て方ではやはり将来に対応できないのではないかと。漁港の整備そのものは着手いたしましてから完成までに相当の年数を要します関係もございまして、数年前から各地から、この沿岸漁業の開発なり漁場整備等と関連して、いまの五次の整備計画にのついていない港についていろんな整備の要求が出ておりました。それも一々検討いたしますと、やはりいまから整備に着手すべきと思われるものの中には多々ございまして、そういったものを取り上げるためにはどうして現在の五次整備計画を、一応中途でございまして最終終了させて、新たな観点から対象といたします港等も拾い上げる必要があるという考え方で作業を開始し、一応の成案をまとめたならば、先ほど申し上げましたような手順で社会投資全体の計画との調整等を考えて、一応今日御提案している六次整備計画を策定するに至ったわけでございます。

詰めて申し上げますと、先生御指摘のように、五次計画の完了を待ってから見直すという考え方もあるかと思ひますけれども、大体現在の時点では、将来方向として日本の周辺の海域、特に沿岸、沖合い漁業に重点を置いて将来の見通しを立てなければいけないという情勢はかなりはつきりいたしておりますし、それに沿って年数を要します漁港の整備に一年でも早くやっぱり着手することが将来にプラスになるのではないかとこのうに考えて、六次計画への転換に踏み切ったわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、来年なりになってもう少し具体的に、一体今後遠洋漁業というものはどうなるんだというやはり再検討しなければならぬと

思うんですね。船を大型化して能率化して、それで沖へ出ていけばそれだけでいいという時代は過ぎつつあると思うんです。さらに、沿岸の漁業なりそれから沖合い漁業というものをどう根本的に考え直していくのかという問題もありますよ。さらに、イワシとかサバとかいうような大衆魚の問題をどうするか、加工施設をどうするかというような問題だつて、これは漁港に付随して大変な問題だと思ふんですね。そういうものを見通しをはつきり立てて、そして思い切った第六次漁港整備計画というものを新しく策定させたらどうなんだろうと。

しかも、私は疑問に思いますのは、いままで五年、五年で来たわけでしょう。その前はちよつと長いのでありますけれども、第四次五年、第五次五年とこう来て、今度は何とそういう大変な激動を前にして六年となつておるわけですね。これもわからぬわけですよ。三年とか四年ならまだわかるが六年となつちやうて。だから、私は非常に不安定な漁港整備計画だ、これはもう来年になったら、再来年になったら根本的に考え直さなきゃならなくなる、非常に不安定だと、こういう感じを持つてしようがないわけなんです。ですから私は、来年になって、再来年になって再改定しなきゃならぬだろう、そうしなきゃこれは間尺に合わないんですよ、これじゃ。という感じがするものだから、この基本的な考え方がどうもおかしいという感じがしてしようがないわけですね。なぜ六年にしなきゃならぬのか。まあ六年になさる理由を聞きました。聞きましたですけれども、こんな時代に、いままで五年で二度来たものをこの際に六年にするなんて、これもわからないですね。ですから、どうも私は、これはちよつとばかり早過ぎたという感じがしてしようがないわけですね。そこら辺のその考え方はどういうふうな考えにいらつしやいますか。来年になったら、再来年になったら改定せざるを得ぬだろうというふうに考えていらつしやいますか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 先生のおっしゃるよ

うに、先の方の想定でもちろん流動的な部分も相当多いわけでございますけれども、さつき御説明しましたとおり、いまからやはり一方で、将来を見通して漁港の整備に本格的に着手しなきゃいけない現実といえますか、現地の実態が相当出てまいっていることも事実でございます。したがって、私どもとしては今後その運用の中で若干の情勢の変化等は当然織り込みながら、そこら辺については適切にその整備を進めてまいりたい。ただ、現在の整備計画を前提にいたしましては、くどいようでございますけれども、整備計画の修築事業の対象になつてない漁港について、それを本格的に修築事業として取り上げて整備するということができませんので、その辺の事情を勘案して、現状で想定できる将来の情勢変化その他を十分念頭に置きながら、第六次の整備計画に切りかえて必要な整備をいまから着手をしたい、運用面でも十分そういう情勢の変化等を見きわめつつ適切にその中で対応していくというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 私は、水産庁というのはどうも解せない点が多いんですけれども、後でもいろいろ話を聞きたい、時間があればもっと。

あと漁港法がありますからいろいろ伺いたいと思ひますけれども、かつて水産庁の次長を廃止するといつて出してきたですよ。そういう設置法を出してきたんですよ。それで私が、次長をどうして廃止するの、どうするんだと言ったら、どうして廃止すると言ふんですね。それで大反対をやったんだけれども、法案として出てきまして成立しましたよ。そうしたら七カ月たてぬうちに、また次長を置くといふことになったんですよ。何を一体水産庁はやってるんだと、そう言つて私そのとき大分毒づいた。そのとき、農林大臣逆立ちしたら認めると言つたんですよ。よくは、次長が要るだろう、なぜ廃止するの、いや、廃止しなきゃならぬと言ふんだらう。そして七カ月たつたら、また次長を置くと言ふんですよ。何を一体考へてゐるんだと言つて、大分そのとき毒づいたこ

とがあるんですよ。私は、水産庁というのは、もう少し水産庁としての自主性を持つ必要があるんじゃないだろうかという気がするんですね。漁港関係からのいろんな陳情もありましようけれども、あるいは要望もあるかもしれない。しかし、もう少し自主性を持つてやつてもらいたいという気がして、この漁港整備計画の基本的な考え方に疑問を持つておられます。それはこれで終わります。

第二問としてお尋ねしたいのは、計画の規模ですね。一兆四千五百億円ということなんです。前の五カ年計画というのは七千五百億円で、事業費としておられます。これは五年計画ですよ。すると、今度のやつは六年計画ですからね、それで、物価の非常な値上がり等考えますと、第六次というのは第五次の拡充案にはなつていないんじゃないか。中身の漁港は違ふわけでしょう。しかし総事業費として考えた場合には、拡充になつてゐるのか。金額としては確かに二倍になつてゐる。ですけれども、六年になつてゐるわけでしょう。おまけに物価の値上がり等考えますと、どうも拡充になつてゐない。二百海里問題を控へてゐる考えなきやならぬ段階であつて、拡充になつてゐるんだらうかというふうに思ひますですね。

で、ついでだから私はこういうことを申し上げたいんですが、大臣の所信表明がありましたときに、農業を見直せとか、食糧危機だといふのが四十七年、四十八年言われましてですね。そして、その食糧危機の予算としてあらわれたのが四十九年度の予算なんですよ。五十年、五十一年ともう変わつちやつてゐるんですよ。私は水産庁としては、五十三年度の予算を、ひとつはつきりその二百海里時代という新しい海洋秩序の時代に向けて本格的な予算編成をやつてもらいたい、ことしの七月から始めなければいかぬわけですから、いまだ熱のあるときにやらなないと、農林省も熱があるときにやらなかつたものだから、去年あたりになつて農業見直しなんだと言つたつて、もう食糧なんといふのはそんなに急にあつてなくていい

いというよりな雰囲気になつてゐますしね。輸出が予想以上に伸びちやつて、ドルがあるからどこからでも輸入できるというよな感じになつちやつて、もう情勢は農業を見直すというよな雰囲気になつちやつてゐるんですよ。ですから、農林省の予算といふのは伸びない。水産庁も、いま大変な国民が関心を持つてゐる、これからは大変な国民を持つてゐる、この一年間というのは、ですから、今度五十三年度予算を七月から始めるわけですから、五十三年度の予算編成に当たつては、根本的にやつてもらいたいと思ふんですね。予算の中身に入つてまで議論するいま時間がありませんけれども、全体的にそういうことを申し上げておきたいと思ひます。事業は大したことはないじゃないかといふことに対する水産庁としての考え方どうですか、実質的には拡充にならぬのじゃないかという考え方ですね。

○政府委員(佐々木輝夫君) まあいろいろの意見があるとは思ひますが、私どもとしては、地元の方で計画をいたしましたものを一応技術的に審査をして、これはやはりやるべきだといふふうに考えられるものを全部積み上げをいたしまして総枠を大体決めてきた次第でございます。現状で私ども考へておりますのは、五次計画に比べればかなり改善をされてゐるというふうに、六次計画の内容については、自分で申し上げるのもおかしいですけれども、一応評価をしてゐるつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 次に、この第五次の進捗率についてですね。五カ年計画でやつたわけですが、五十一年度までで名目上は五〇%ぐらいの伸びになつてゐるわけですね。それで第四次が七六・六%、第三次が六五・九%というふうに四次、三次に比べて第五次といふのが四年間で見まして五〇・一という大変進捗率が低い。これは二年間にわたりまして公共事業費の抑制がありましたから、それが大きな影響を与えてゐるんだらうと思ふんですよ。ただ私は、土地改良の長期計画といふの

があるんですよ。土地改良の長期計画というのは、目的を達成するわけですよ。第二次はもうすでに終わったわけですから、四十九年に終わる予定のやつが、一年早めまして、そして四十八年から新しいのが発足したんですよ。あの場合も、名目上は一〇〇%を超す達成率なんですよ。漁業の場合は、いま私が申し上げましたように、調子がいい第四次でも七六%、土地改良と非常に違ふ。それからいま進行中の土地改良の名目の達成率でも、これはもう明らかに達成できるだろう、名目上は、名目上、つまり事業費の面では達成できるだろうといふふうに見通される進捗状況なんですよ。前回は、私が申し上げましたように、一〇〇%を超す名目上は達成率である。

ところが、漁港整備の計画はそうではないんですよ。ですから、ことしの進捗率が五〇%であつたといふことは、私は何か大きな理由があるんじゃないかと思ふ。単に公共事業の抑制が二年あつたといふことだけではなくて、もつと本質的なものがあるんじゃないか。土地改良の長期計画と漁港整備の計画との間に、どこに一本質的な差があるからこんなことになるのか。どうお考えになつておりますか。まあ水産庁ですから外局です、ですから水産庁以外のことについてはあるいはお考へになつていらつしやないかもしれない。しかし、本委員会は水産もやりますし、農業もやりますし、林業もやりますから、見ておるわけですね。そうしますと、その差といふものを非常に感ずるわけですね。どこに一体その原因があるんだらうかといふことですね。

○政府委員(佐々木輝夫君) 第三次整備計画あるいは四次整備計画では、それぞれ最終年度を待たずに漁業情勢の変化に応じて計画の内容を改定いたしましたので、途中で進捗率ははかつておりませんから、一〇〇%にはもちろんなつておりませんけれども、それまでの伸び率で伸ばしていきまふと、おおむね目標を達成するに近い伸び率を確保できたと思ひます。ただ、第五次整備計画では、いま御指摘のよう

「委員長退席、理事鈴木省吾君着席」
しかし、いまお話しのように、とにかく四年間の間の二年間が公共事業が基本的に抑制されると、伸び率がほとんど零に近いというようなこともあったので伸び率が低かったんだということになるだろうと思うんですけれども、私は水産庁にぜひ、土地改良計画との関係でどうしてこうなるのかという点の検討をしていただきたいということ

それからもう一つ、地方単独事業というのが二百億円組んでありますね。こういうものは国が直接関係があるものではないんだから、こういうのを除いてしまつたらどうですか。そうして額そのものを一兆四千五百億円——そうしなければふえないのかもしれないけれども、一兆四千五百億円にならぬのかもしれないけれども、何せ五カ年計画で策定しておつたものが六年計画になって、そうして金はちよつぱり五百億円しかふえないと。その中には調整費も入っている、国が直接関与しない単独事業も入っているというような名目だけのふくらましじや、とても漁協関係者の不満なりを解消するというふうな方向にはなかなか遠いんじゃないかというように思ふんですね。どんぴし

それなら、地方単独事業の方の關係でございませうけれども、これはやはり漁港整備に伴つて予想されるいろんな地方の単独事業の量をあらかじめ予定しておくことが、地方の財政計画の円滑な運営を図る上で必要でございしますので、こういうたものを若干見込んでおるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　まあこれは、私はいままでの過去の三次、四次、五次、いずれも計画年を消化しないまま終わつちやつているんですね。で、中に組み入れてある調整費なんというのも死に金になつてしまつて、ただ載つてゐるだけの話ですよ。そこで疑問を感じるわけなんです。それを

次にお尋ねをしたいのは、漁業集落の環境整備ですね。これは私の方の粕谷理事の方からお伺いする予定になっておったんですけれども、粕谷さんが予算委員会の関係で予算委員の方に回らざるを得ないものですか、私がかわりましてこの問題について若干お伺いしたいんですが、これも結構な話で、大臣の所信表明の中にもことし初めて出てきたんですけれども、大臣の所信表明としては去年は出なかった、ことし初めて出てきたわけなんです、これもことしから調査に入られるわけです。それで、農林省の本省の方の農村の關係については四十八年から事業が始まっているわけなんです。どうもちよと、こう何かおくれているというような感じがしてしょうがないんです、前回、もうちよと四年ぐらい前になります、が、漁業近代化資金の出ましたときにも論議したわけです。農業近代化資金ができてから十七、八年たつて漁業近代化資金というのが出てきた。いろいろな事情があります、非常におくれたということについては大きな理由がある。それから農業改善資金、農政資金とわれわれは言っておりますが、ことしの予算で三百億を越すぐらいの無利子の貸し付けの金がありますね。農業改良資金というやつですね、無利子で貸す。これはもう二十何

年前にできたわけですね。林野庁がおくれまして昨年できたわけですね。水産庁にあるのかなと思ふんですが、どうもないんじゃないかという気がするんですね、あるのかなどうかね。

これを見ますと、一体水産庁の行政の姿勢というのは、漁家を本当に相手にしているんだらうかという気がするわけですね。いままでの問題もありましたけれども、これからの水産行政というものも考えた場合に、もう少し私は漁家というものを根本的に念頭に置いてやらなきゃならなくなるんじゃないだろうか。また、いままでもそういうやるべき性格のものであったんじゃないだろうか。にかかわらず、いま申し上げましたような漁家が具体的に住んでおる漁港周辺の、大きなやつは別ですが、三種でも二種でも一種でもいい、その周辺の漁村の環境整備というものが、これはもう大変におくれしておるわけですね。非常に無理しておるわけですね。これは農村よりもっとひどいんですよ。そういうのにかかわらず、これがおくれで発足をする。いま基本調査が始まるわけですから、実際事業が始まるのはいつになるか、どうなるかわかりませんが、しかし私は、いま漁業近代化資金あるいは農業近代化資金、それから漁業集落の環境整備、さらに農業改良資金、林業改良資金等々の関係からみて三つの例を挙げましたけれども、もう少し具体的に私は論争したいわけですね。それは別に残しますけれども、もう少し具体的にいろいろな角度から水産行政のあり方を論争したいと思ひますけれども、その三つだけ挙げてみて、水産行政というのがどこを一体向いているんだらうかという点ですね。なぜこういうことになっているのかという点をお尋ねをしたいですね。

○政府委員(佐々木輝夫君) 漁業の場合と農業の場合とかなり経営構造も違いますし、それから、たとえば生産の場と生活の場が農業の場合にはかなり一体のものになっている場合が多いわけですね。けれども、漁業の場合には生活の場と生産の場が全く異なっているというようない、いろんな技術的

な違いもございますし、必ずしもある局面だけで政策の均衡というのを考えるのは非常にむずかしいし、また問題もあるかと思ひますけれども、沿岸の漁家漁業等を考えました場合に、生産の場の整備なり、あるいは特に生活環境の整備等の面で農民に比べて立ちおくれしている面があるというの、私どもも痛感をいたしておるわけでございます。今後、生産対策という観点だけでなく、やはり後継者の確保ということも考えますと、従来直接的には施策の対象にしておりませんでした。そういう漁村集落の環境整備ということも大変重要な問題であるということも認識いたしております。確かに御指摘のとおり、漁村等に比べて遅まきではございますけれども、来年度からそういうモデル的な調査をやつて、漁村に見合った漁業特有の集落整備のあり方というものを十分検討して、早く本格的な事業の方に入りたいというふうに考えております。

なお、五十二年度から漁業での構造改善事業との関連で緊急にそういう環境整備を必要といたしますものにつきましては、たとえば漁民センターの建設、こういったものを緊急対策事業として当面の対策として実施しながらいまのような基本的な対策を考えてまいりたい、かように考えております。その他の漁家の対策についても、今後私どもとしても漁業に見合った最も効率的な適切な対策というのを十分研究し、さらに充実にしていきたいというふうに考えております。

○鶴岡哲夫君 私は、水産行政というのが、船を大型化して沖へ沖へというような施策が中心施策になり過ぎておつたというふうに思ひます。すなわち、しかしこれからはなかなかそうはいかなくなるだろう、いかならう。ですから、日本の水産というものは、沖へ行つてとつてくれればいいというだけのそういう中心の水産行政ではだめだろう。もっと形を変えなければならぬ段階に来ている。われわれはそれを一生懸命言ってきたわけ

十数年の間、あるいは言うなら昭和の初めごろの時代から額そのものはふえてないじゃないか。一千万トン超すようになったというけれども、沿岸漁業は一体どうなっているのか。この二十年変わつておらぬじゃないか。養殖は若干ふえたからそれを加えれば幾らかふえた形になるけれども、ちよつぱりふえた形になるけれども、この二十年の間沿岸漁業生産物というのは全然変わつてないじゃないか。ふえたのは、沖へ沖へという、大型化というところでやつたそれがふえただけじゃないかという論争に尽きます。それが私は、水産行政に対する象徴的なあらわれだと思ふんです。だから漁家の問題についても、それから漁業の整備の問題についても、いろいろな問題についておくれたんだというふうに思ひつてゐるんです、私は。

それはまた別に、法案二つありますからその際論議をしたいと思いますけれども、この漁業集落の環境整備というのは非常にいいことでありますし、本当に大変です。三種港あたりは、特定三種も大変ですね。確かに整備をしなければならぬ。山と海に囲まれた狭いところにありますから大変ですね。その整備というのをここで始めにしようというところについては大変われわれとしても喜んでおるわけですが、ただ遺憾ながらどうも後手後手過ぎて困るという感じを持てているものですから、申し上げたわけですね。

ほば私の持ち時間が参りましたので、これで終りたいと思ひます。

○相沢武彦君 大臣がいらっしゃいませんので、事務当局にきかれて事務的な問題でお尋ねをしていきたいと思ひます。

二百海里時代という日本の漁業にとって厳しい環境に置かれてゐる日本の水産界として、今回の漁港整備計画は非常に関係者の人たちが各方面からかつてないほど期待をかけられてゐると思ふんです。だが、この新漁港整備計画がその期待にこたへ得るかどうかという点ははまだ頼りない、また疑問な点も多々あると思ふのでありまして、

今後の運用面で相当これはもう強力に図つていかなきゃならぬんじゃないかという感じがします。

まず最初にお尋ねしたいんですが、今回の第六次計画案で予定されている新規漁港の早期着工の見通しについてはどうなつてゐるのか。それからまた、改修事業に盛られてゐる各地の漁港についても、できる限り早期に改修して漁港としての機能を發揮できるようにしてほしいという要望は強いわけですが、この点その要望にこたへられる計画なのかどうか、そこから明らかにしてください。

○政府委員(佐々木輝夫君) いま六次整備計画で考えています四百五十港のうち四百四十六港については、五十二年度から実施をしたいというふうに考えております。残る四港についてもできるだけ早い時期に着工したいというふうに考えております。計画に取り上げた漁港については、できるだけ早く着工し完成することに努力をしたいと思いますというふうに考えております。

○相沢武彦君 また、二百海里経済水域の設定で、今後遠洋漁業はかなり厳しい時期を迎えてゐるわけなんです。反面、この二百海里時代というものは沿岸漁業や沖合い漁業、この面の比重が今後非常に高まるというところは当然でありまして、その対応策の一環として中小漁港の整備もしなきゃならぬことは当然なんです。この点政府としてこれから中小漁港整備に対する国庫補助率のアップ等当然検討されてゐると思ふんですが、その内容について現在わが範囲で明らかにしてください。

○政府委員(佐々木輝夫君) 将来の日本の漁業のあり方を考えますと、やはり遠洋漁業についても実績を確保しなきゃいけないし、同時にいま御指摘のとおり、沿岸漁業、沖合い漁業の比重が高まつてくるわけでありまして、こういった関連を考えた場合に総合的に重点的整備を考えなければならぬという状況だと思ひます。今回、特に全国的な事業規模になつております

第三種漁港について、この中の基本施設の主要な部分について国の負担率を引き上げるといふことを考へておるわけでございますけれども、その理由は、やはりこれらの第三種漁港につきましては利用範囲が非常に広くて全国的な漁業の振興にとつて非常に重要であるといふこと、それから事業規模がやはり大きいのでその負担がなかなか地元にとつても大変な問題であるといふ二点に一応着目いたしまして、いまのような引き上げ措置をとることにいたしましたわけでございます。特に、沿岸漁業にとつて関係の深い第一種漁港につきましては、すでに昭和四十四年度から法律の附則で、その漁港の整備が沿岸漁業の振興に資するものについては、そういう事業を実施している地域を含む都道府県については本則で決められております百分の四十から百分の五十に当分の間引き上げて適用するといふことに手当てされておりました、事実上全国的に第一種及び第二種の漁港については百分の五十の補助率が適用されております。

こういふような実態面がございまして、やはり先ほど申し上げましたその受益範囲、それから事業の規模、こういったようなことを基準にして、公共事業全体の中の国の負担あるいは補助のバランスというものを一方ではどうしても考える必要がございまして、私どもとしては当面第一種、第二種漁港については、現在附則で適用されております補助率を前提にして、国の補助率をそのまま引き上げるよりも、むしろ若干地元の負担を現行程度負担していただきながら、これらの港については全国的に非常に数が多いわけでございますから、できるだけその地域の実情に合った数の多いこれらの漁港について整備を並行的に進めていきたい。財政事情その他で予算額等に一定の限界がございまして、どうしても港の数を減らすか、あるいはいまの負担の方をある程度地元で負担し得る限度で負担をしていただきながら数をふやして整備するか、どちらかという選択になるわけでございます。いま申し上げても、総合的に考えまして第一種、第二種漁港につきましては、現段階では私どもは現

行程度の地元負担を一応考えながら、できるだけその事業の量の確保の方に努めたいといふふうに考へております。

○相沢武彦君 今回の六次計画は期間六年といふことですが、いまも鶴岡委員からいろいろと御指摘がありましたが、どうもこの六年という期間に合わせた水産庁の真意がはかりかねるわけですから、一説によりまして、五十一年度から始まった沿岸漁場整備計画と期間を合わせて有機的関連を持たせたんだといふふうに伝えられているんですけれども、漁業情勢はここのように激動しているわけですから、今回この六年にしたといふことはどんな相乗効果を期待してわざわざ一年長い六年にしてまで期間を合わせたのか、この点ひとつ詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(佐々木輝夫君) いま先生の方からお話しございました沿岸漁場整備計画との計画期間の調整というのは、六十年の今度六次計画で計画期間を採用しました唯一の、あるいは主な理由ではございません。そういうことも議論の中ではやはり出てまいりまして、合致した方が特に一種、二種漁港の整備については整合性が保たれていいたうという考え方なり議論があつたのは事実でございますが、主たる理由は、先ほど御説明申し上げましたけれども、一方ですでに政府として決定を見ております昭和五十年の前期の社会経済計画での公共事業の全体の投資規模というものが一応大枠として決まっております。その中で各公共事業間のバランスということも当然一応考へなければなりません。それとの調整を図るために、現在私どもが各都道府県から積み上げをいたしまして考へておりますこの漁港整備の規模を前提にいたしますと、どうしてもその五十年間ではバランスがとれない、どうしても外へはみ出してしまふといふような事情もございまして、ある程度計画期間を一年延ばしてでも、しかし事業全体としては各地元ごとに、港ごとに検討して積み上げたこの計画をぜひとも全体計画としては確保したいといふ観点から六十年に最終的には決定をした

ということ、一つの要素としていま御指摘のような沿岸漁場整備との関連もございしますが、これは漁港整備を今後も進めていきます上で、その地域に關連いたします沿岸漁場整備がどういふ規模でどういふふうに進められていくか、それと漁港整備との調整ということは、事業運用の問題として当然考へていきたいといふふうに思つております。

○相沢武彦君 これは二、三年で、また計画どおりにいかないといふので策定変更といふことが起こり得るんじゃないですか。前回、第五次の整備計画は目標達成率は非常に悪かつたわけですね。予算措置としてはどうか半分ぐらゐは達成できたと、ところが実質工事の進捗率はきわめて低いんですけれども、水産庁としては何%まで達成できたといふのか。また、その理由として、経済の激変は当然あつたわけなんですけれども、そのところを政府としてはどのような分析をしておられるか。

○説明員(坂井澄郎君) 第五次の漁港の整備計画は、御承知のとおり昭和四十八年から五十二年までの五十年間、総事業費四千八百億をもつて四百二十港を整備することとして発足いたしましたものでございます。

発足したその年、思ひざる石油ショックに端を発した経済の激変がございまして、その後世界的な経済の変動の影響を受けてわが国でも総需要抑制策等の政策をとらざるを得ない。その影響によりまして、漁港の整備計画の進捗率も非常に低率となつて、五十一年末で全体としてはおおよそ五〇%程度にとどまつたわけでございます。先ほど来も次長から御説明がございましたとおり、三次計画、四次計画は、いづれ計画いっばい事業を実施すればおおよそ一〇〇%近い達成率を得たものと考へられますが、これも諸般の事情の変動に対応して四年目に計画変更をしたりといふことで、達成率がいわば四年目の達成率という表現で不十分な形に見られておりますが、現実にはその途中から新しい計画に移行いたしましたので、それぞれ事

業の実施に伴つてそれなりの効用は發揮しております。今回の第六次漁港整備計画でも、第五次の計画過程のものも新しい情勢に対応するように、必要なものはこれを補正して六次の計画の中に取り込んでおりまして、現状に対応するような計画になっております。

○相沢武彦君 それはできただけ効果が出ることは当然と思ひますが、実際現場の関係者は、実質工事進捗率が少なくとも七、八〇%以上いかにいやはり満足してない、不便を感じる。あるいは計画が変更、変更で来るといふことに対して不信、挫折感といふのはどうしても持つわけですし、それだけに、今回の整備計画変更承認ですけれども、よほどこれは期待にこたえる中身でしつかりやつてもらわなきゃならないと思ひます。

国の財政悪化は地方自治体も当然悪化するという相関関係にあるわけですが、しかし、地方において財政悪化はしてはならないと、漁港整備はどうしても必要だ。先ほど次長おっしゃつたように、地元の負担はそのままといふことで、できればもう少し国庫負担を上げてほしいという願いがあつても据え置かれて、財政負担は非常に重くてもどうしてもやりたいんだという、こういう熱望が地元にあるわけですし、国として地方債の枠の確保については今後どのように考へていられるか、その点をお伺ひします。

○政府委員(佐々木輝夫君) いまの地元の負担が非常に大きな問題点の一つであることはもう御指摘のとおりでございます。特に五十一年度は各地方公共団体ともいふんな税収入の減少等がございまして、事業を実施するのに大変苦慮をした状況でございます。そこで、特別のそういった措置として、起債率、起債充当率の九五%を一応確保するといふことで対応しておりますけれども、これは五十一年度につきましても急にまだ地方の財政事情が好転しているわけでもございせん。やはり同様の起債の枠の確保といふことに努めたといふことで自治省といま折衝いたしております。

すが、おおむねそういったほ五十一年度並みの措置ができるものというふうに考えております。

○相沢武彦君 先ほど御説明があったと思うんですが、第六次計画では、第五次計画のうちの八〇%に当たる三百六十七港を引き継いでいますね。第六次計画は大変責任が重いのと思うんですが、そこで、その第六次計画を是非でも完全実施をしなければならぬ政府の決意として、今後予算編成にどういう決意と態度で臨むのか、この点をお伺いします。

○政府委員(佐々木輝夫君) おっしゃるとおり、こういう漁業の転換期に、相当いろんな地元の要望等も前提といたしまして、思い切った第六次計画の転換をすることに踏み切ったわけでございますから、私どもとしては、この第六次計画を計画どおり完全に実施するという前提で、ぜひとも今後予算折衝の際にも関係者全力をふるって実現に邁進をしたいというふうに思っております。

○相沢武彦君 予算獲得の方は政務次官もこれは責任があるわけですから、ひとつ決意のほどをお願いいたします。

○政府委員(片山正英君) 従来、予算獲得について、先ほどもちよとお話のありましたように、どうも林業とか漁業とかは農業と比較して大分おかしいじゃないかという御指摘もあり、そうしてわれわれがしゃべっているわけじゃないですが、一般のそれを取り巻く国民と申しますか、関係者と申しますか、政治力がないじゃないかと、こういうような表現をいたしております。しかし、ただいまも申しましたように、今回のいろいろな諸問題が石油ショックの大きな波の中で、そうして経費抑制という非常に厳しい中にまともに食らったということもこれは偽らざる実態だと思えます。このような情勢が今後さらに起きるということ、これは、われわれは想定はいたしません。したがって、今年度のつくられまして一兆四千五百億、六カ年という計画にはなりませんでしたけれども、これは御承知のとおり前期の社会経済計画百兆円というそういう絡みもございましたからそういう計画

をいたしました、この獲得については、実はこのしも水産庁の伸びはたしか公共事業二六・七ぐらい、農林省では一番よかったと思えますが、そういう努力を重ねましてこの一兆四千五百億達成に努力をしたい、こう思っております。

○相沢武彦君 次に、漁港施設の中で機能施設は大変重要な役割を果たしております。特に、保蔵及び加工施設は必要でありまして、今後さらにその需要が高まると予想されるんですが、しかし現状では予算措置はとられておりません。また助成もされてない。もっぱら沿岸漁業構造改善事業や水産物産地流通加工センター形成事業等に任せているわけなんです、それだけ各地の都道府県は負担が重くなって大変なわけです。この保蔵、保管及び加工施設を中心にした機能施設に対しては国庫補助額の拡大等を考える必要があると思うんですが、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 漁港の整備という観点と、それからいまの水産流通あるいは加工施設の整備というのとは非常に密接な関連があるのは事実でございますけれども、それぞれ何か、施設の機能といいますが、目的なりあるいは効率性といったようなことに、別の観点から検討しなければならぬ問題点もござります。現在、漁港の機能施設に対する補助は、輸送施設、それから漁港施設用地の中の公共施設用地の造成なり、それから漁港の浄化施設といったものが一応助成対象になっておるわけでござりますけれども、いまお話しした流通加工関係の施設につきましては、小規模なものにつきましては、沿岸漁業の構造改善事業の一環として冷蔵庫の建設等を従来から計画的にやっておりますし、それからまた大規模なものにつきましては、水産加工流通センターの整備ということ、これも一応計画的に地域を決めまして、そういった他の漁港整備事業との関連等も考えながら、両方連携してその効果を上げるようにいままですやっておりますので、今後ともこれらの関連の事業についてその拡充に努めますと

に、両者の漁港整備との密接な関連ということに十分留意をして進めてまいりたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 いまの問題の水産流通の面から具休例をもつて質問したいんですが、現在マダロなどは大商社によって外国船を通して大量に輸入されているわけですが、商社は御存じのように資本力が潤沢だと、次々に超低温冷蔵庫を建設して適当な時期に市場へ出すと、そういうことができるわけです。やっておりますが、いわばマダロ市場なんかは商社主導型の価格操作をしていると、こういう点ではしばしば指摘されるんですが、この実態を政府はどのように受けとめているか。

○政府委員(佐々木輝夫君) マダロ関係等は、御案内のとおり漁場が非常に遠隔地に広がっておりますので、どうしてもいまのようにかなり超低温で鮮度を維持しながら日本に搬入をし、ある程度貯蔵をした上で流通に回すというようにことが技術的にもどうしても必要なわけでござります。そういう観点で産地あるいは消費地、中継地等にそれぞれ保蔵施設がいままで計画的に整備をされておるわけでござりますけれども、ときどきやはり漁業の場合には年による生産の変動というのが相当ござりますので、こういう段階で価格のある程度高騰時期を待つて放出するということも、私どもとしてはあるかと思いますが、私どもとしては、やはり将来この水産物のこういった消費なり何なりが安定して拡大していくために、一時的なそういう投機的な行動というのは、いっとき一部分ではよくても、全体の漁業の見地からいいますと、むしろ長期にはマイナスの要素が非常に多いというところで、むしろ消費者の立場も考えながら価格の安定をどういうふうにして図るかということに最大重点を置いて、そういう施設の整備にも従来から努めておりますし、それからまた行き過ぎたこういう中間での投機的な行動等がありますときには、具体的な問題につきましても関係者に直接注意を喚起し、あるいはそういった行き過ぎのないように生産者団体等も含めて協力を従来からも要請

してきておりますけれども、今後ともこういった観点で十分な指導をやつていきたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 あんまり行政が市場経営にまで口を出すのはどうかと思うし、また商社の商業取引を何でもけしからぬと頭から決めつけるのは毛頭持っていないんですが、しかし今後商社が輸入業種の拡大を図って保蔵、加工施設を武器にどんどん進出してくるんじゃないかと、それが沿岸水産物に大きな影響を及ぼすんじゃないかと、こういう懸念があるわけですから、魚価の安定あるいはまた消費者の立場、いろいろ勘案しながら何らかの調整策は必要であらうと思いますが、この点についてはどうなってお考えですか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 現在も沿岸漁業者の主として生産しております生産物につきましては、やはり構造改善事業等進めながらその経営の近代化等を図っているという観点もござりますので、九品目程度のものについて輸入についてもIQ品目として扱っておりますし、そういった観点での沿岸漁業との調整ということを含んだ水産物の海外からの輸入については、これが国内の生産に非常に悪影響を与えないように、また一方で消費者の方へ不当な価格等を通じての転嫁にならないように、そういった輸入制度等を通じて十分対応してまいりたいというふうに考えております。また、すでに自由化されている品目につきましても、マダロであるとかあるいはワカメ等につきましては産出国も特定をされてまいりますので、それが一時的に何か大量に無計画の日本の市場に搬入されて、それと関係者一同が不当な迷惑をこうむるというようなことがないように、関係国と従来から話し合つて計画的な輸入ということを図つてきておりますけれども、そういった事前確認制みたいなものを活用しながら、水産物の輸入については十分慎重に、日本の国内市場が安定的に発展するように指導に努めてまいりたいと、このように思っております。

○相沢武彦君 時間が来ましたので、最後に二問

質問して終わりたいと思いますが、一つは各種の水産試験所それから研究所の問題です。特に北海道を初め主要な水揚げ港は国の水産試験所が欲しい、また魚の高度加工技術の開発のための加工に関する研究所、そして民間研究所の誘致や育成等を国の責任でひとつ検討してほしいと、こういう要望が強くなってきたと思いますが、この点についての方針。

それから二番目は、昭和四十八年に第五次計画承認の際、漁村生活環境の整備について附帯決議がされております。政府はこの決議に基づいてその後どのような作業を消化してきているのか。また、国は五十二年度から漁業集落環境整備調査計画、これを十五地区について開始するということがありますが、その内容はどのようなものと考えておられるのか、また調査方針。それからその終了時点はどれぐらいの時期に考えているのか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 第一番目の水産物の加工に関する研究体制の整備でございますが、私どもも二百海里時代ということで資源のやほり有効利用ということが非常に重要な今後の大きな課題であるというふうに思っております。ただ、水産物の利用技術の開発につきましては、かなり多方面の専門家を集めた、それから施設のにもこれを企業化したしますとすると相当大規模ないろいろな実験施設、試験施設が必要になりますので、これを各地に分散してつくることが余り効果的ではないのではないかと、この程度のことではまた民間でも十分やり得るのではないかとというふうに考えまして、国といたしましては、現在東京にござい

ます東海区水産研究所というのが中心になって研究をしておりますけれども、道とか各県にございします加工研究所とタイアップし、また民間の企業にありまます研究機関とも連携をとりながら、特に今後重要と思われる沿岸での多獲性大衆魚といえますか、赤身のサバであるとかイワシであるとか、こういったものをどういうふうに入人間の食用に向かうように加工をするか、あるいは水産加工廃棄物からいろいろなたん白を回収してえさに回すとい

うような技術についてどういうふうなこれを企業ベースに乗せるような技術として完成し得るか、こういったような主要な課題につきまして五十二年度からプロジェクトチームをつくって、や本格的に大規模にひとつ技術開発をやりたいというふうに考えております。そういう段階で、各地の漁港にありまますそれぞれの民間の研究機関等とも必要がございしたらば連携をとりながらやりたいというふうに思っております。

それから第二点目の漁村の集落環境の整備の問題でございますけれども、これは御指摘のとおり、四十八年の附帯決議にももちろんの通りまして、今回のいろいろな五十二年度以降の環境整備を考えておるわけでございしますけれども、従来から一応生産施設ということではございしますけれども、漁港関連道路ということでは、特に集落内の集落に開通いたします道路の整備には相当力を入れて実施してまいりました。これが間接的ではございしますけれども、そういう生活環境の整備の面にも相当大きく役立っているというふうに思っております。

それから五十一年度から五十二年度にも引き続きやる予定でございしますけれども、五十一年度から漁民研修センター等のそういう集落内の環境整備につきまして、構造改善の関連の緊急対策事業として実施をしてまいりましたわけでございしますけれども、こういった当面の対策をとりながら本格的には五十二年度から全国十五のモデル地区を選びまして、そこで漁村の特有の集落問題といえますか、環境問題と申しますか、農村とはまた違った非常に用地が狭隘であるとか、漁港整備と関連させないとなかなか用地造成もできない、こういった中で一体生活関連の廃棄物の処理施設等をどういうふうな整備するののいいのか、集落内の道路整備を一体どういうふうにしたらいいか、そういうことを典型的にひとつ調査を現地でやりまして、そこで事業の内容、それからそれをこなしていく手法あるいは事業規模、こういったものをそれぞれ具体的に策定をして、その結果に基づいてでき

るだけ早く本格的な事業の実施の方に移行してまいりたいというふうに考えております。

いまのところ、できるだけ早くということで、何年度から事業実施に機械的に入るといふところまでまだ実は全体の類型別の環境整備の手法が固まっておりますので、その前段階である計画作成のための基礎資料の収集ということにまず最初に力を入れ、できるだけ早くその事業に移りたいというふうに思っております。

○相沢武彦君 終わります。

○塚田大願君 いままですでに各委員から、今日の二百海里時代を迎えたこの漁港整備計画が本場に沿岸あるいは沖合い漁業の振興に役立つのかどうかという問題が提起されておったと思うわけで、私もやはり同様に今度の計画を見まして、一体どこが二百海里時代に対応したものになっているのかという点で、大変不安を持つわけであります。

で、先ほども出しましたけれども、この第六次計画というものと第五次計画を比べてもどうもはつきりしない。どこが違うのかということがはつきりしません。そればかりでなくて、第六次計画に採択が予定されております漁港の種類別状況を見ましても、沿岸漁業と一番深い関係のある第一種の漁港の採択が非常に減っている、むしろ第五次計画よりも。第五次計画では第一種漁港は百一十一港ありましたが、今度の第六次計画では百七港に減っているわけであります。また比率から見ましても、第一種漁港の総数というのは二百三十港あるはずであります。今度の採択された漁港の数はわずかその五割というところでございします。果たしてこれで二百海里に対応した計画と言えるのかどうかという点でまず疑問を持つわけであります。これはどういうわけですか、まずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐々木輝夫君) やや抽象的な説明ではございしますけれども、従来のように沖合いから遠洋へというところで船がどんどん大型化し、それから遠洋での漁獲物が集中して大漁港に水揚げさ

れてくるという情勢が、将来を見通しますと大きく変わってきておりますので、そういう観点を踏まえて従来の計画の見直しをし、第六次の整備計画を新しい今後の二百海里時代と申しますか、日本の周辺の漁業の開発ということも非常に重要な課題になるということをご想定しながら計画を策定したわけでございします。

いま御指摘の第一種あるいは第二種の漁港のウエイトが、特に整備計画の本体であります修築事業の中でウエイトが低いではないかという御指摘は確かにそのとおりでございしますけれども、第一種漁港、第二種漁港につきましては、従来から整備を各計画の中でも取り上げてやっております。比較規模の小さい港が多いので、計画期間内に完了したのも多うございします。それ以外に実はこの第六次の整備計画の中で修築事業以外の改修事業及び局部改良事業の中では、きわめて第一種、第二種漁港のウエイトが高いわけでございします。これはどうしても港の規模がそう大きくございしませんので、いまのような改修事業あるいは局部改良事業の中で実施をするものがあえるわけでございますけれども、これらを全体合わせますと、現在の第一種、第二種漁港のおよそ八〇%ないし九〇%程度のものが、今回の整備計画の中で修築事業とは別に、関連させながら整備の対象になっているという状況でございします。

○塚田大願君 いまの御説明でありますと、大体八〇%あるいは九〇%までがカバーされると、こういうわけでありまますけれども、第一種漁港数といふものは全体の漁港の七五%あるわけでありまます。ところが事業費では、いまおっしゃった改修事業あるいは局部改良事業を含めまして三三%、これはいただきましたこの資料にありまます。漁港改修事業は二四・一%、局部改良事業が一〇・三%、合わせて三四・四%、三五%弱と、こういうわけでありまます。こういう状態の中で一体漁民の方々がどんなふうな感じているのかという点で、私はここに一つ資料をいただいてまいりました。が、全国漁港協会の資料であります。この協会の

資料によりまして、A、B、C、D、Eの五つのランクに分かれまして、満足できるかどうかという問題を調査した資料であります。満足できるという答えが〇・三％、B級のまあ満足できる状態であるというのが三・九％、合わせて大体満足できるという漁港に対する答えは四・二％しかないのであります。その反対に、これじやが満足できないというふうな一番低い状態がDとEでありまして、合わせて六八・六％、圧倒的にいまの漁港に対しては困るという漁民の皆さんのアンケートがここにあるわけでありまして。果たしてこれで、いまおっしゃいましたけれども八〇％ぐらい減っているとおっしゃるんですけれども、現実はいまの状況であると。しかも、一体今度の計画でどの程度にまで持つていくとお考えなのかどうかですね。その辺をひとつ教えていただきたいと思うんです。

○説明員(坂井澄郎君) 漁港整備の現状というのをどのようにして酌量するかというところはなかなかこれはむずかしいところをいまして、漁港がいま漁港法によりまして各種施設の総合体である、またそれぞれ漁港の性格によって必要とされる施設とか種類とかが異なっておりますので、またこれらの施設が相互に機能上の関連を持って影響し合っているということもございまして、整備水準を端的に指標をもって表現するということが非常に困難でございます。意識調査としては、いまのようないい数字がございまして、私どもとしては、全般的にかなり不足しているということでは考えられます。ひとつその不足の度合いを何か表現するという方法をいろいろと考えてみたのでございまして、整備の主要目的の一つである係船岸のための水揚げをするための岸壁の必要量、これを整備の割合で出してみようというところでやりました。これによりまして、計画基準年度の昭和四十九年度末の状態では三二・五％ぐらいでございますが、今回の六次の整備計画によりまして五〇％ぐらいに引き上げら

れるのではないかと、全体として、平均的にですね。整備率は五割以上向上して、現状よりかなり改善される見込みというふうに考えております。○塚田大願君 大変ざっぱな話でありまして、しかしそういう見通しをお持ちだということ、それはそれとしていいと思うんですけれども、とにかく働く漁民の皆さんがどうもこの状態じやないというふうな感情を持っている限り、本当に漁業の振興というものは私はむずかしいことじやないかと思うんです。これはやはりもう少し第一種漁港あるいは第二種、最も一生懸命に生涯をかけて漁業に従事する方々の漁港をもっと整備されなければ、本当の漁業振興にはならないのではないかと、このように考えるわけです。

そこで、やはり次の疑問は、先ほどからもありましたが、進捗率の問題で、第五次計画はとにかく五〇％でしかなかった。また、完成した漁港数というものは四港にすぎなかったというふうな聞いております。これはやはり先ほどからも出ましたように、第四次計画の四年目の進捗率が七六・六％であったということに比べて大変に低い、一体どういうわけなんだという質問に對しまして、皆さんの方からは、これはもっぱら総需要抑制でどうにもしようがなかったんだと、こういうふうなお答えでございましたけれども、私はやはりもう少しそれはそれとして、今度の二百海里という大きな問題に直面してみますと、やはり私はもう少し水産庁としては積極的な姿勢で対応していかねばならぬのではないかと、どうもその辺が大変あいまいで、もっぱら何か一言で総需要抑制ということがお経文句のように言われるんですけれども、どうもそれだけ聞いていては、限りにおきましては私は納得できないんですけれども、もう少しその辺率直に、なぜ進捗率が進まなかったかということについてお答え願いたいと思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(佐々木輝夫君) 第五次の漁港整備計画が発表しましたのが四十八年度からでございます。そして、ちょうどその四十八年の暮れから例の石油ショックによる非常に大きな経済の変動といえます。か、転換が全般的に日本を襲いまして、そういう影響を公共事業全般の中で漁港も受けざるを得なかったというのが、率直な私どもの見方でございます。ちょうどその後四十八、四十九、五十、五十一と四カ年間の中でこういう非常に大きな急激な公共投資の抑制の影響を受けたのが二年ないし三年近く入っているということで、全体の進捗率は四年かかって五〇％程度しか確保できなかったというは大変残念でございますけれども、しかし他の公共事業も大体その伸びは相当当初の見込みから見ますとダウンしております。漁港についてはそれだけダウンしている中で比較的重要性を認められて、まあまあ低いながらもわれわれの方も努力をいたしましたし、そういう厳しい情勢の中ではある程度の伸びを確保できたと思っております。決して十分ではなかったというのを反省もいたしております。

今後の問題でございますけれども、六次の整備計画につきましては、先ほどから申し上げましたように、各地域ごとの今後の漁業の展望に即して、港別にいろいろ今後の整備計画を立てましたものを全部積み上げてこの大枠も設定をいたしましたので、ぜひともこの実現には関係者一同全力をふるって努力をいたしたいと考えております。ただ、いまのところ、五十一年度の予算に比べて、五十二年度の六次計画の第一年度目になるわけでございまして、その間の伸び率といふのは漁港全体では約二五％でございまして、六次計画を計画期間の六年間の中で全体伸ばしますのには、五十二年度を初年度といたしまして大体毎年二四％程度の伸びを確保すれば、いま考えております計画全体を一応完成させることができるというふうに考えておりますので、この伸びを今後とも確保することに私どもとしては全力を挙げたいというふうに思っております。

○塚田大願君 いま、後の方でおっしゃいましたように、これからの計画を完全に遂行するためには毎年二四・五％の伸びが必要だ、こういうことで、またそれに対する決意も述べられました。けれども、その辺が私は一番心配なんです。やっぱりこれは大蔵省とのいろいろな折衝もあるでしょうけれども、今度の六次計画が、聞きますと当初五カ年計画であった、それがどうして六カ年になったのかという点では、やはり政府の予算の都合であったというふうに私どもは聞いております。先ほど次長のお話では、社会経済計画とも関連があった、こういうふうにおっしゃいましたが、私はそんな抽象的なことでなくて、やはり具体的に予算という問題、ここから計画が少し変わってきたのじやないかというふうに思うのですけれども、だとすると、やはりこれから毎年二四・五％あるいは六％の伸びが必要だということになりますと、大変これはえらいことになるんじゃないかと思うのですけれども、もう一度、ひとつその辺の確固たる見通しといえますかをお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(佐々木輝夫君) 先ほど申し上げましたように、全体計画が六次計画で決まりました。毎年毎年の予算の確保というものはその年の財政事情をにらみながら年々の予算規模が確定してまいるのでございまして、私どもとしては五十一年度から五十二年度にかけての伸びに匹敵する伸びを今後とも確保することに最大の努力をいたしたいと思っております。〔委員長退席、理事鈴木省吾君着席〕また、計画自身も、現地でかなり技術的にもそれから将来展望も踏まえて相当しっかり固めたものでございまして、それなりのいろいろな内容的には説得力もあるものというふうに思っております。そういう関係者の協力も得まして、今後ともそういう予算の必要な確保について最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。○塚田大願君 この予算の問題ですが、先ほど

ちよつと出ましたけれども、ことしの五十二年度の予算案を見ても、農林省の全体の総予算が二兆六千四百億というところであります。その中で占める水産庁の関係の予算というのは千七百六十億、比率で言いますと六・七％ぐらいでありまして、これはこれがとても非常に低いと、いまのようにたん白質の食料、国民のたん白質を補給するための漁業資源、これを扱って水産庁の予算が農林省予算の六・七％しかないということですね。それから今度の漁港整備の予算にいたしましても、五十二年度の予算では九百三十九億というところで、これは水産庁予算の約五五％というところで、水産庁内部に占める比率はわりあい高いと思うんですが、それにいたしまして五十二年度の予算が一億足らずと、こういうことでは、実際予算面で大変何といえますか、圧迫されているといえますか、まあそういう状態だと思ふんです。もちろん、この農林省全体が高くと私どもは考えておりません。これももつとふやすべきだと思つております。国民の食糧自給という角度から見ますと、しかし、その中でも水産関係の予算といふものは大変低いと、この六・七％という予算が少なくとも私は一〇％ぐらいにならないければ、本当にこの海洋資源を確保するための施策といふものは十分でないんじゃないかと、こういうふうな考えますので、これはぜひがんばつてもらわなきゃいかぬところじゃないかと思ふんです。

んでいただく必要があると、こういうふうな考えますので、この点一言ひとつお答えいただきまして、私の質問は大臣が来ましてからあと続けたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○政府委員(佐々木輝夫君) 水産関係の予算が農林省全体の予算の中で非常に小さなウエートしか持っていないというのは、いろんな見方があると思ひますけれども、一つの確かに御指摘であると思ひます。全体この数年の動きをいたしましては、水産に対するいろんな社会投資の必要性あるいは予算面でもいろんな対策が必要であるということが、かなり農林省の内部のみならず政府全体の中でも認識をされて、五十二年度の予算編成の段階で申しますと、前年度に比べて農林省全体の予算の伸びが食糧会計を除きまして大体二〇％程度であるのに対して、水産関係の予算の伸びというのは絶対額では確かに千七百六十九億で先生お示しの程度のウエートでございましてけれども、

「理事鈴木省吾君退席、委員長着席」
伸び率としては大体二五％ぐらいということで、かなりその点は、除々にではございますけれども改善されております。私どもの方は必要な施策を十分今後詰めまして、一層こういう施策の充実に努めていきたいというふうな考えております。

○喜屋武眞榮君 私は、主として沖縄の漁港を中心にお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、最初にお聞きしておきたいことは、沖縄の漁港の整備は日本全体の立場から非常に立ちおくれておる、このことをまずお認め願ひますかどうか。

○政府委員(佐々木輝夫君) 沖縄の漁港の整備につきましても、これがやはり復興前のいろんな状況も含めまして、そういう事情もございまして、本土の各漁港と比べましてもかなりその整備がおくれているというところは、率直に私も認めておると思ひます。

○喜屋武眞榮君 地理的条件からいたしまして

も、非常に島が多い、しかも台風の発生地である、台風銀座と言われている、そういういろいろな諸条件から、どうしても沖縄を中心とする漁港は整備強化していかなければ日本全体の立場から私いけなないのではないかと、こう思ふのです。いまおっしゃる通りに、全体としては立ちおくれておる。それで、数の上からも私、漁港が少なくない、こう判断いたしますが、数をもつとふやしてももう意思があるかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(佐々木輝夫君) 沖縄につきましては、従来から戦後長い間わが国の施政権外に置かれたというような事情もあって整備がおくれておることは、先ほど私も認識しておるというふうな申し上げたとおりでございますけれども、現在特にそういう格差を早く縮めたいということ、沖縄の振興開発特別措置法に基づきます沖縄振興開発計画に沿って、特に沖縄につきましましては全額国の負担ということで漁港の整備に努めているわけでございます。

港の数をいまふやす意思があるかどうかというお話でございますけれども、整備途中の港をいたずらに数をふやすということも、かえって沖縄の漁業の振興という観点から見ると一害という感じもいたしますので、私どもとしては、現在いま整備を着手してまいります港については、早急にその整備を進めて、それを中心にして沖縄の漁業の振興なり水産物の流通関係の方のいろんな機能を十分充実させて、その関連を見ながらまた必要に応じて次の段階で港の整備の拡大といふ手帳で考えております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ整備強化という面からお尋ねしますが、今度の御計画では新採択八十三港ですね。ところで、今回漏れたものが五十三港あるとなつておりますね。五十三港のうち四港はすでに整備完了ですね。そうすると残り四十九港、こういうことになります。その四十九港は別途漁港改修事業によるとありますが、この別途漁港改修事業によるというその内容は何なのか。また、その中に沖縄も含まれておるかどうか、それをお聞きしたい。

○説明員(坂井澄郎君) 整備計画に基づく漁港の修築事業、これは中長期的な計画に基づきまして、着実にかつ計画どおり実施する全国の基幹的な漁港となるべき計画としての漁港を対象にいたしております。当然国会の御承認をいただくわけでございますが、このほかにあるいは短期的に、あるいは規模が比較的小さく漁業の状況の変化に対応して弾力的に対応できる漁港、弾力的に整備し得る漁港を対象とするものとして改修事業といふのがございます。これは修築事業と異なりまして、計画規模が小さいものを改修事業として扱つておりました。当然いよいよ第六次漁港整備計画の中にも改修漁港がございまして、おおむね六次の計画では八百二十港ぐらい、沖縄県におきましてもおおむね十九港ぐらいを対象にしております。

○喜屋武眞榮君 ぜひその落ちこぼれを、またこれでお話ししていただきたいということを強く要望しておきます。

次に、これによりまして、第四種の完全避難港を目指して設備強化、改修していくと。いわゆる避難の前進基地としての強化ということになっております。沖縄はこの中に、一応第四種に六つあるわけですが、今回はその六つ全部は含まれておりません。数から言うところ五つになっております。その五つはどこであるのか、それをまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(坂井澄郎君) 第四種漁港は、漁港法によりまして離島その他辺陲の地にありまして、漁船の避難もしくは漁場の開発上必要な漁港ということになっております。今回、沖縄県におきまして漁港の整備計画の中に考えられます第四種漁港は、沖縄県が台風銀座という、いわゆる避難上必要な個所が非常に多うございまして、また島も多うございまして、第四種漁港としては当然整備しなければならぬ対象漁港でございまして、第六次漁港整備計画で採択予定にしております第

去年来私も委員会で訴えたこともありすが、この台湾漁船の領海侵犯、その最近の状況、どうなっておりますか。

○説明員(久世勝巳君) 昨昭和五十一年一月から十二月まで沖繩県周辺海域のわが国の領海内において不法操業していた台湾漁船の状況としましては、海上保安庁の巡視船が一応現認しました隻数は二百五十六隻に上っております。それを海域別に見ますと、尖閣諸島周辺海域におきましては九十二隻、それから宮古、八重山列島周辺海域におきましては百二十隻、沖繩諸島周辺海域において四十四隻、そういう状況でございます。

○喜屋武眞榮君 いま領海侵犯しておる大体的場所と隻数はおっしゃったのであります。それがどういう状態で日本漁民に脅威を与えているか、その状況についておわかりですか。

○説明員(久世勝巳君) 台湾漁船がわが国領海内におきまして昨年は二百五十六隻の不法操業がございまして、それらは一応わが国の領海内でトビウオとかマグロとかサバを採捕したり、あるいは特に昨年にはサングを採取するものが大幅に増加した、このようにわれわれは聞いております。

○喜屋武眞榮君 昨年の統計をいま述べておられるんですが、ごく最近の状況はおわかりですか。

○説明員(久世勝巳君) 最近、昭和五十二年に入りましてからは、二月の末現在で私も確認しました台湾漁船の不法操業等は十七隻、それから荒天避泊等の緊急入域というのがございまして、これが十五隻、そのように聞いております。主として尖閣諸島周辺海域でそのような事実がある、こういうことになっております。

○喜屋武眞榮君 新聞報道でも「サングに群がる台湾漁船 領海侵犯もへつちやら 地元漁民も恐れる 巡視船といたちごっこ」、こういう見出しで大々的に取り上げておりますがね。巡視船が行きますという、一応下がる。巡視船が引き揚げるといふ、またもとに戻ってくる。いわゆるイタチごっこということなんです。ところが、

それだけ申し上げてはその状況がおわかりでないと思うんです。沖繩の漁船が二隻、そこでサングをとつておる。そこへ台湾漁船がはさま打ちの状況で二十七、八隻来た。そうして一斉に台湾漁船が汽笛を鳴らして、そこで漁をしておる沖繩の漁船に非常に脅威を与えた。全くあべこべなんですね。侵犯をしてきて、そうして沖繩の漁船がそこで漁をしておる、そこへ二十七、八隻でどつと来て包囲をして、一斉に汽笛を鳴らしてそうして脅威を与えた。たまらないから恐怖を感じて沖繩漁船、日本漁船がそこから下がるという、こういう全く許しがたい状況であることは存じておられますか。

○説明員(久世勝巳君) 一応、現地の方からそのような状況を聞いておりますが、そこまで非常にひどいということは残念ながら私も把握しておりません。

○喜屋武眞榮君 しかも、もう私目に余るところ申し上げましたが、尖閣列島という、これです。それからさらに沖繩本島のこれ、久米島ですよ。私きのう県に問い合わせたんです。それで、きのうのうと久米島から帰った県の職員の話なんです。久米島ではサング船が二隻、台湾船が進出して、そうして不法上陸二人、久米島の島にまで大手を振って上がつてくる。これが久米島のきのうの状況ですよ。それから尖閣列島、さっき申し上げました二十七、八隻ですね、どつとそこへ来て一本釣りでマチャイを、それからええなわでマグロ、これを平気でやっておるんです。こういう現状ですよ。こういう状況に対してどのように巡視しておられるか。

○説明員(久世勝巳君) 海上保安庁としましては、従来から巡視管区に巡視船三隻、巡視艇五隻、それから航空機四機を配置しまして、また本土管区から巡視船を常時一隻派遣いたしまして、この領海の警備に当たっております。そうして、領海内において不法に操業する台湾漁船に対しましては、われわれとしてはできる限り直接立ち入り検査をいたしまして、再び不法な操業をしない

ようにと警約書を徴取するなどしまして、嚴重に警告した上、領海外に退去させております。さらに、海上模様によりましてやはり立ち入り検査ができない場合には、たれ幕とかあるいは拡声機等によりまして領海内へ不法に立ち入らないように警告した上、領海外に退去させております。

このようにいま先生がおっしゃったようないろいろな情勢を踏まえまして、私どもとしましては関係省庁とも協議いたしまして、自後嚴重にこれを取り締まるという方針を立てまして、そのような対処方針をとったところでございます。

○喜屋武眞榮君 時間が参りましたので、いまの御答弁お約束できますね。きょうの農水委員会における質問の結果が間違ひなく現地に反映して、私また聞きますよ。現地にどうだ、同じ状態か、よくなったかということですね。それをひとつぜひ、私きのうも申し上げた心の通う、血の通うこういう行政であつてほしいと言いましたが、それなんです。本当に約束してください、また私確かめますから。

そこで、大臣に最後に申し上げますが、このように余る行為、行動というものをいろいろせんさくしてみると、結局日本政府の外交姿勢の問題につながるんです。と言いますのは、いわゆる台湾に対する日本政府の遠慮といひますか弱腰といひますか、このことがこのように甘やかしておるといふ、こういうことが現地のものばらの怒りなんです。声なんです。不満なんです。そのことに對するひとつ大臣の御所見を求めて、また私強く政府がこの事実を正しく確認してもらつて、打つべき手を打つて、きちんとやってもうようように強く要望したいんです。日本政府の外交姿勢の問題、台湾に対する弱腰、遠慮の問題、それが大いに影響しておると、こう見ておりますので、大臣の所見を伺います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 私は、わが国の台湾漁船による領海侵犯事犯といひますか、これは外交姿勢の問題というふうなことでなしに、台湾漁民の秩序を無視したところの、また他国の領海の権

威、そういうものを十分認識しない不法な行為であると、このように受けとめておるわけでありまして、政府としてもそういう事態を重視をいたしまして、交流協会、台湾側の亜東協会、いま政府間の公式のルートがございせんので、この交流協会と亜東協会とのパイプを通じて嚴重に警告をし、また十分関係漁民にそのような不法行為をしないようにということを周知徹底願うように強く交渉いたしておるところでございます。また、海上保安庁の方にもその監視並びに取り締まりにつきまして御協力を願つておる、こういう段階でございますので、ただいま御指摘もございましたし、重ねて台湾側に対して十分な趣旨の徹底を図るよう改めて求めたい、こう思つております。

○塚田大願君 きょう議題になりました漁港整備計画につきまます事務局に対する質問は終わりました。この問題と深いかわり合ひがあります二百海里の問題で、大臣に若干質疑をしたいと思つておけす。

けさの新聞各紙の報道によりますと、政府はわが国の二百海里漁業専管水域の設定につきまして、来週にも閣議で了解を取りつけて内外に二百海里宣言をすると、こういうことが明らかになったと伝えております。この点で若干幾つかお尋ねしたいわけでありまして、第一に、この閣議了解による宣言というものがどの程度の実効力というものがあるのかどうか。

同時にあわせてお尋ねしますけれども、領海十二海里についても、領海法案を閣議で決定されました段階でやはり内外に宣言をなさるのかどうか、この点からまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木善幸君) 領海の幅員を十二海里にすることにしましては、政府の基本的な方針も固まりましてその法制化を急いでおつたところでございますが、大体関係各省庁間の検討も最終段階に入りまして、ほとんど結論が出るように相なっております。したがひまして、来週早々関係閣僚會議にそれを諮りましてその上で閣議の御決

定をお願いしたい、このように思っております。

私は、閣議決定後はできるだけ早い機会に国会に御提案をいたしまして、国会の御審議、御承認をお願いを申し上げます。このように考えておられるわけでございます。国民の権利義務を定める内容の法案にもなるわけでございますから、これはどうしても国会の御承認を得なければならぬ、このように考えておられるわけでございます。なお、その提出の時期は、当委員会でも前から申し上げておりますように、今月中に国会提案の手続を完了したい、このように考えております。

それから、わが国の漁業専管水域二百海里の問題でございますが、これはかねてから十二海里の問題とあわせていろいろ検討を進めてまいっておったところでございますが、私、モスクワにおけるイシコフ漁業大臣との交渉におきまして、公式に日本も近く二百海里漁業専管水域を設定する方針であるということを明らかにいたしました。これをイシコフ漁業大臣との交換書簡に明記をいたしましたところでございます。その後、暫定交渉等の推移をずっと見ておられるわけでございますが、これは暫定協定はやがて基本協定の交渉にもつながる問題でございます。私は、そういう諸般の事情を勘案をいたしまして、わが国も早急に二百海里漁業専管水域を国会の御承認を得てこれを成立させる必要がある、このように考えておるところでございます。

一方、国連海洋法会議におきましては、五月から統一草案に基づきますところの新しい海洋秩序の問題につきまして討議が継続をされることに相なっておりますが、私もいたしましては、政府としては、この五月会期の推移を見まして、幸いにして五月会期において世界的な合意の上に立った海洋法というものができますれば、これはきわめて幸いだと思っておりますけれども、その見通しがない場合におきましては、じんぜん日を送るわけにはまいらない。日本としてはその推移を見た上で、できるだけ早く二百海里を日本としても設定すべきだ、このように考えておられるわけでございます。

ございます。

そういうことと、もう一方隣接をしておりますところの韓国あるいは中国との関係がございまして。現在、日韓、日中の間には、それぞれ漁業協定が締結をされておまして、西日本の漁業秩序というものはこの二つの漁業協定によりましてきわめて安全に秩序ある操業が確保されておる、こういう状況でございます。これはわが国の西日本の漁業者の利益を守る上からもこれを大事にしていきたいと、こういう考えも持っております。そこで、わが国が二百海里漁業専管水域を設定いたします場合には、事前に中国並びに韓国との間にわが国の方針を伝え、御理解を願っておく必要がある。また、二百海里漁業専管水域ができましたら、その適用海域につきましては相互主義で対応していくことが最も現実的であり妥当である、こういう考えも持っております。

そういうような状況を踏まえて、今後二百海里の問題を進めてまいりたいと考えておりますが、しかし私といたしましては、できるだけ早い機会の閣議におきまして日本が二百海里漁業専管水域を設定をする、前段に申し上げた隣接の国々及び国連海洋法会議、そういう関係を整えながら、できるだけ早く漁業専管水域を設定するという方針だけは早い機会に閣議の了解事項として政府の意思を決めて、そうしてそれに基いて直ちに二百海里法案の法的な整備のための準備作業に入りたい、このように考えております。そしてその成案を得ました暁におきましては、できるだけ早い機会の国会で国会の御承認をお願いを申し上げます。このように考えておられる次第でございます。

○塚田大願君 政府の大体のお考え方はわかりました。いま後段でお話がありました、この中国、韓国との問題であります。

中国、韓国が二百海里水域を設定しない場合は、わが国の二百海里水域を、これらの国に適用しないというふうに伝えられておられるわけでありまして、またいまの御説明もそのように聞いておる

わけでありまして、これは、これらの国と隣接する水域におきましては、わが国の二百海里宣言というものを保留するということなのか、それともこれらの国の漁船がわが国の二百海里水域内に入つて操業することを拒否しないということなのか、その辺がどうも明らかでありません。

あるいはもう一つお尋ねするとすれば、後者の場合、つまり、わが国の二百海里に中国や韓国の船が入つても拒否しないというふうな場合、たとえばいま起きております北海道近海での韓国漁船の無法な操業、いまも台湾の話が出ましたけれども、この北海道周辺の韓国漁船の無法な操業というものは今日もう明らかであります。これをどういうふうな規制するか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 私が申し上げておりますのは、二百海里法案というのを国会の御承認を得てできるだけ早く成立をさせたい。その二百海里法というものを適用する海域の線引きにつきましては、相互主義で韓国の方も二百海里はやらぬ、中国もやらないという場合におきましては日本の二百海里の海域の設定、つまり線引きに当たりまして当該水域には私どもは専管水域二百海里を設定しない、こういう考えでございます。

その他の海域において、韓国であらうとソ連であらうと外国船の操業につきましては、実績をもとにいたしまして、そして漁業協定等を取り結んで新しい秩序の漁業操業の体制を確立する、こういう考えでございます。

○塚田大願君 大体わかりました。

最後に一つ、この線引きの場合、いわゆる未解決の領土の問題です。その領土に関連する水域、たとえば南北千島あるいは竹島、こういうところについてはどうするか、当然これも含めるものと了解していいのかどうか。それを最後にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 係争中の竹島でありますとか、尖閣列島でありますとか、あるいはわが

国の固有の領土でありますけれどもソ連側が現に占有をしておる、これは田中・ブレジネフ会談、一九七三年のモスクワ会談で、戦後未解決の問題、これを解決をして日ソ平和友好条約の締結の交渉を今後も続ける。その未解決の問題という中には北方四島も含まれておるということが確認をされておる、こういう事情にあるわけでございますが、わが方としては、固有の領土であるという確固不動の民族的な立場でおられるわけでございますから、その沿岸に接続する二百海里水域、これも当然わが国の漁業専管水域として設定をする、こういう考えでございます。

○委員長(橋直治君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

ただいま承認されました漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対し、各派共同提案による附帯決議案が委員長の手元に提出されておりますので、これを議題とし、便宜私から案文を朗読いたします。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議(案)

漁港は、漁業の最も重要な生産基盤であり、

漁村住民の生活とも密接な関係をもつ施設である。しかるに、漁港の整備は、近年立ち遅れる傾向にあり、激動する漁業情勢に十分対応できない恐れが出てきている。

よつて政府は、その整備を促進するため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一、新漁港整備計画の期間内達成のため、必要な予算の確保等に遺憾なきを期すること。

二、地方財政の逼迫と、新漁港整備計画の実施にともなう地元負担の増大に対処するため、国の負担及び補助の割合の是正等の措置を引き続き検討すること。

三、水産物の流通加工施設その他漁港における機能施設の整備を促進するため、沿岸漁業構造改善事業、水産物産地流通加工センター形成事業等との緊密な連携の下に漁港整備事業を実施すること。

四、漁村における生活環境の整備が、甚だしく立ち遅れている現状にかんがみ、漁業集落環境整備調査を急ぎ、環境整備事業を早期に実施すること。

右決議する。

以上であります。
それでは、本附帯決議案の採決を行います。
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(橋直治君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鈴木農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鈴木農林大臣。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいまの附帯決議につきましても、御趣旨を尊重し、十分検討の上善処してまいる所存でございます。

○委員長(橋直治君) なお、本件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(橋直治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十九日)

一、漁港法の一部を改正する法律案

一、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

昭和五十二年四月七日印刷

昭和五十二年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K